

○厚生労働省令第五十九号

児童福祉法施行令(昭和二十三年政令第七十四号)第三十五条の四第二号及び第三十八条第二号の規定に基づき、児童福祉法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

厚生労働大臣 加藤 勝信

児童福祉法施行規則の一部を改正する省令

児童福祉法施行規則(昭和二十三年厚生省令第十一号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>第三十六条の三十七の二 令第三十五条の四第二号に規定する内閣府令で定める事項は、当該家庭保育事業等を行う事業所が所在する市町村における前年度の令第三十五条の四本文に規定する実地の検査の実施状況及び当該家庭保育事業等を開始してからの年数とする。</p> <p>第三十八条の三 令第三十八条第二号に規定する内閣府令で定める事項は、当該児童福祉施設が所在する都道府県における前年度の令第三十八条本文に規定する実地の検査の実施状況及び当該児童福祉施設を設置してからの年数とする。</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

附 則

この省令は、令和五年四月一日から施行する。